

西東京市第2期文化芸術振興計画（素案） 概要

計画期間：平成31年度から平成35年度

計画の基本的な考え方（第1章）

- 本計画では、「西東京市文化芸術振興計画(平成24～30年度)」の実績を踏まえ、地域で文化芸術を振興することによりもたらされる効果を意識し、全庁的な戦略の基軸として進めている「健康」応援都市や「地域共生社会」の実現、市民の一体感を醸成する「地域への愛着」、「地域の活性化」を目指すべき姿と結びつけながら推進します。
- 目指すべき姿は文化芸術振興条例の基本理念を踏まえたものであり、これまでと同様に本計画においてもこれを踏襲します。

目指すべき姿

市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる 文化の香りあふれるまち

目指すべき姿にあわせて複合的に生み出される効果

文化芸術に触れること＝自ら学ぶこと、感じること、楽しむことが心身の健康につながっている

文化芸術を通じて地域を知り、かわり、参加することが地域への愛着につながっている

文化芸術に触れることで多様性に対する寛容さが高まり、共生社会の実現につながっている

文化芸術を通じて人と人のつながりが生まれ、地域が活性化している

文化芸術振興の背景

（第2章）

国の動向

「文化芸術基本法」等の改正により、取り上げられている視点

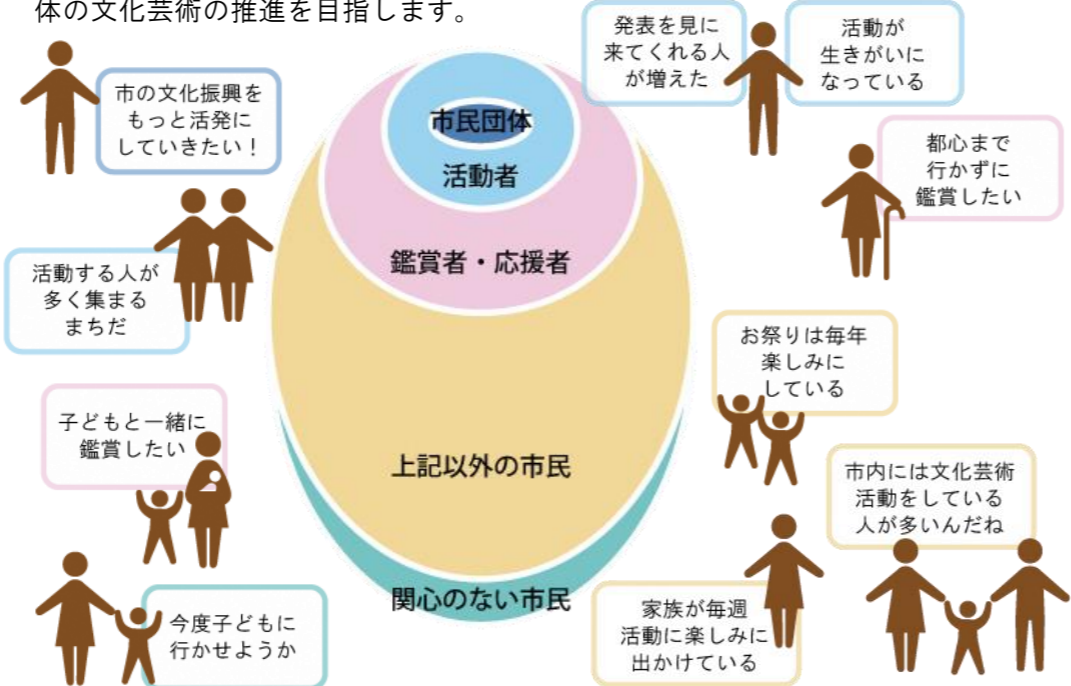
- 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携
- 地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化 など

市の文化芸術にかかわる主な課題

- 市民に身近な鑑賞機会のあり方
- 文化芸術活動の担い手を広げる取組の推進
- 文化芸術を通じたまちづくりへ

文化芸術振興施策の体系と展開（第3章・第4章）

- 本計画における文化芸術の担い手としては、市民団体などの活動者が中心的な担い手となることはもちろん、文化芸術にかかわる全ての市民が担い手であると捉えます。全ての市民の文化芸術に対するかかわり方が少しずつ変化することにより市全体の文化芸術の推進を目指します。



計画の推進に向けて（第5章）

- 文化芸術にかかわる情報発信は、市の文化芸術の方向性を市民に示すと同時に、市民の文化芸術活動のきっかけや活動継続等を支える重要なツールでもあるため、各取組を対象となる市民に情報が届き、市民と文化芸術活動を結びつけることができるよう、計画的に推進する。
- 計画の推進にあたっては、市民、市民団体、各教育機関、文化施設、市などがそれぞれ主体的に文化芸術活動やその推進に取り組むとともに、各主体に求められる役割や連携を強化していくことが必要である。

▼ 各施策の取組の概要やイメージ

基本方針1 参加のきっかけづくり

- ライフステージ等に合わせた文化芸術活動の提供
- 気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくり
- 子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり
- 市民に届く効果的な文化情報の提供

- 各個人が生涯を通じて文化芸術に親しむことができるよう、身近なものから質の高いものまで、様々な世代に対する文化芸術活動の機会を提供する。
- 子どもたちの豊かな創造力等を養うため、子どもたちが地域の文化施設や学校などで質の高い多彩な文化芸術に触れる機会の充実を図る。
- 年齢等に応じた様々な情報媒体の活用や市民がアクセスする時や機会を狙った発信など、戦略的な情報発信をしていく必要がある。

基本方針2 市民が活動しやすい環境づくり

- 文化芸術を身近にする活動場所の確保
- 市民の文化芸術活動を支える環境づくり

- 広場や商店街など、市民が日常的に親しむ場所であるまちなかの様々な施設や場を活用したイベントやギャラリー等を検討する。
- 文化芸術振興の拠点である文化施設については、中長期的な視点を含めて、市民のニーズや地域の実情に合わせて計画的な環境づくりが必要となる。

基本方針3 文化芸術を担う人づくり

- 自立的な文化芸術活動の推進
- 次代の文化芸術を担う人づくり
- 文化芸術を支える人材の育成と活用
- 多彩な文化芸術の担い手を広げる取組の推進

- 自立的な文化芸術活動を推進するため、文化芸術団体等の活動の下支えとなる発表、PR等の機会提供、広報等の支援を行うとともに、文化施設における文化芸術団体の役割について共有する。
- 地域に根付いた文化芸術活動を推進することにより、地域の文化芸術の担い手が豊かになっていくとともに、将来的にも地域の文化芸術の担い手へとつながっていくと考えられる。
- 市内の文化イベントなどで取り組んでいる市民ボランティア活動を継続するとともに、参加しやすい仕組みづくり、活躍するための機会づくりなどを通して、市民同士の文化芸術活動の活性化を図る。
- 商店街、町会、自治会などの地域の人々が場所や機会の提供、文化芸術団体との連携など、文化芸術にかかわっていくことによって担い手を広げる。

基本方針4 伝統文化等の継承

- 文化財の保存・継承と活用
- 地域の特色となる文化芸術の形成

- 市内の有形・無形の文化財を次代に継承していくため、適切に維持・管理を行うとともに、地域の文化財や歴史的資料の情報提供や活用を推進する。
- 市民に愛される地域の特徴的な文化資源を、地域の文化として発掘・共有する取組を推進する。

基本方針5 交流による活動の拡大・活性化

- 障害者や外国人など多様性への理解と交流の促進
- 他分野と結びつけた文化芸術活動・交流の促進
- 多様な担い手の連携によるまちづくりへの促進
- 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流

- 障害者や外国人などの地域社会への参加の機会を作るとともに、市民が多様性を認め合うための意識啓発、価値観の醸成を図る。
- 福祉や産業など他分野との連携による事業を実施することで、他分野をきっかけに文化芸術以外に関心のある層などを呼び込むことが期待できるため、多様な文化芸術活動の広がりを推進する。
- 商店街や町会、民間、大学等の連携による技術の向上や活動の活性化、新たな視点の導入を図る。
- 近隣市や姉妹都市・友好都市などと多面的な交流を促進することにより、お互いの地域資源や魅力を活用し、市民が体験できる場や機会が豊かになることが期待できる。